

山梨県土砂運搬適正化指導要綱事務取扱要領

「山梨県土砂運搬適正化指導要綱」の事務取扱要領は、次によるものとする。

1 要綱第2 定義

要綱にいう「事業者」とは、土砂の運搬を伴う道路事業、砂防事業、河川事業、宅地開発事業等の発注者、受注者又は工事に関わらず土砂採取等の単に土砂の運搬を行おうとする者をいい、国、県、市町村、公団その他の法人、個人等すべてを含む。

2 要綱第3 事前協議

(1) 要綱第3は、事業者が責任をもって適切に土砂の運搬をするため地域県民センター所長との事前協議を定めたものであることから、地域県民センター所長は、事業者に対し、要綱第4の規定に基づいて行う審査及び調整や関係機関からの意見聴取に要する期間や、要綱第5の協定の締結等に要する期間を確保し、土砂の運搬に着手するよう指導するものとする。

(2) 要綱第3の3及び第3の5ただし書きの「交通事故又は生活障害の発生するおそれ大きいと認めるとき」とは、複数の事業による土砂の運搬により特定の地域や路線において、土砂の運搬経路が重複することや短期間に集中的に土砂の運搬を行う場合などをいう。

3 要綱第4 運搬計画の審査及び調整

要綱第4の2にいう「特に必要と認める事業」とは、地域県民センター所長が行う、事前協議の審査及び調整が困難となった事業をいう。

4 要綱第5 協定の締結等

要綱第5の1の(4)の「改善措置」とは、地域県民センター所長が、土砂運搬事前協議書の運搬計画に定めた事項の履行について、関係機関と協力して、協定書第4条第1項に基づき、事業者に対し、とるべきことを求める必要な措置や第2項により地域県民センター所長と事業者が協議のうえ講ずる適切な措置をいう。

5 要綱第6 変更協議と変更協定の締結等

(1) 要綱第6の1にいう「軽微な変更」とは、路線別の月別運搬回数及び日運搬回数を減らす変更や交通監視員や道路清掃員の増員及び配置場所の若干の変更等をいう。

(2) 要綱第6の1にいう「特に必要と認める場合」とは、土砂発生(採取)場所が変更となる場合や、運搬計画の変更により、基本的基準のただし書きに記載した特に必要な措置を、事業者が講ずると認められる場合をいう。

なお、新たな事業として事前協議を行い、協定を締結する場合は、従前の協定書の有効

期間の終了する日を、新たに締結した協定書の有効期間の始まる日の前日とする。

6 協議状況の報告

地域県民センター所長は、1年間の事前協議状況について様式第5により、翌年度4月末日までに総合県民支援局長へ報告するものとする。